

## 別紙様式2（第67条第1項関係）注意事項

### <記載等に当たっての注意事項>

#### 1 「氏名」・「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載して下さい。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。

#### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示請求をする保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求をする保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載して下さい。

#### 3 「求める開示の実施の方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法等（窓口における開示の実施（当該実施の実施の方法及び希望日）又は写しの送付）について、希望がありましたら記載して下さい。また、窓口における開示の実施のうち、閲覧又は視聴による方法の場合には、受付窓口でも開示の実施が受けられますので、受付窓口での開示の実施を希望する方は、希望する受付窓口を併せて記載して下さい。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施方法等申出書」により申し出ることもできます。

#### 4 「本人確認事項等」

##### ① 窓口来所による開示請求の場合

個人情報保護窓口又は受付窓口に来所して開示請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や本人確認書類の提示ができない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談して下さい。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

##### ② 郵送による開示請求の場合

この請求書を郵送して保有個人情報の開示請求をする場合には、①の本人確認書類を複写機により複写したものと併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談してください。

##### ③ 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住居又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

#### 5 「手数料の納付」

開示請求を行う場合には、1件の個人情報について300円の手数料を納付していただくこととなっておりますので、次の方法で納付してください。

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構の個人情報保護窓口もしくは受付窓口に来られ、開示請求書を提出されて行う場合

開示請求書を提出する際に窓口において現金で納付してください。(釣り銭のいらないようにお願いします。)

収入印紙による納付はできません。

(2) 開示請求書を郵便で提出される場合

①現金書留にて納付する場合

開示請求書に手数料相当額の現金を添えて下記に郵送してください。

②郵便定額小為替(無記名のもの)で納付する場合

郵便局で300円の定額小為替を購入し、開示請求書と併せて下記に郵送してください。

③銀行振込で納付する場合(振込手数料は開示請求者の負担となります。)

開示請求書を下記へ郵送後、国立研究開発法人水産研究・教育機構が発行する請求書に基づき、指定された口座へ納付をお願いします。

〒221-8529

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

国立研究開発法人水産研究・教育機構総務部総務課長

(郵送途中の事故について、国立研究開発法人水産研究・教育機構は一切の責任を負いません。)